

別紙 1

基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対して介護保険負担割合証に記載の割合（１～３割）に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※訪問介護

区分	1回当たりの所要時間	基本利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
身体介護	20分未満	1,630円	163円	326円	489円
	20分以上30分未満	2,440円	244円	488円	732円
	30分以上1時間未満	3,870円	387円	774円	1,161円
	1時間以上1時間30分未満	5,670円	567円	1,134円	1,701円
	1時間30分以上 (30分増すごとに加算)	820円 を加算	82円 を加算	164円 を加算	246円 を加算
引き続き生活援助を算定する場合 (25分増すごとに加算)		650円 を加算	65円 を加算	130円 を加算	195円 を加算
援生活助	20分以上45分未満	1,790円	179円	358円	537円
	45分以上	2,200円	220円	440円	660円

※介護予防・日常生活支援総合事業

区分	利用頻度	基本利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
生活援助	週 1 回程度の利用	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
	週 2 回程度の利用	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
	週 2 回を超える利用	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の2倍の料金となります。

※ 1回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

① 算定基準に適合したサービスの実施による加算

加算の種類	要 件	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
夜間・早朝加算	夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）にサービスを提供した場合	1回につき 基本利用料の25%			
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合	1回につき 1,000円	100円	200円	300円
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか他の訪問介護員に同行した場合	1月につき 2,000円	200円	400円	600円
生活機能向上連携加算 I	訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等の助言に基づき、訪問介護計画を作成し、訪問介護を行った場合（初回の訪問介護が行われた日の属する月）	1月につき 1,000円	100円	200円	300円

生活機能向上連携加算Ⅱ	訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等とサービス提供責任者が同行訪問し、共同して訪問介護計画を作成し、訪問介護を行った場合（初回の訪問介護から3か月間を限度）	1月につき 2,000円	200円	400円	600円
-------------	--	-----------------	------	------	------

② 算定基準に適合していると県に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合	1月につき 総単位数の24.5%を加算			
介護職員等処遇改善加算Ⅱ		1月につき 総単位数の22.4%を加算			
介護職員等処遇改善加算Ⅲ		1月につき 総単位数の18.2%を加算			
介護職員等処遇改善加算Ⅳ		1月につき 総単位数の14.5%を加算			
口腔連携強化加算 (1月に1回を限度)	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員、介護支援専門員又は第一号介護予防支援事業に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行った場合	1月につき 500円	50円	100円	150円

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額		
			1 割	2割	3割
特定事業所加算 Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合	1 月につき 総単位数の 2 0 %を加算			
特定事業所加算 Ⅱ		1 月につき 総単位数の 1 0 %を加算			
特定事業所加算 Ⅲ		1 月につき 総単位数の 1 0 %を加算			
特定事業所加算 Ⅳ		1 月につき 総単位数の 3 %を加算			